



熊本県公報

第11729号
平成20年8月12日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定の一部改正…………… (薬務衛生課) 1
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
 - 保安林の指定の解除…………… (森林保全課) 1
 - 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨…………… (交通・くらし安全課) 2
 - 市町村合併に伴う告示の改正…………… (水環境課) 2
 - 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 2
- 公 告**
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 2
 - 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 3
 - 川辺川ダム事業に関する有識者会議(第7回)の開催…………… (川辺川ダム総合対策課) 3
 - 開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 登 載 依 頼**
- 第2回熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会の開催…………… (教育政策課) 4
 - 熊本県少年保護育成審議会の開催…………… (交通・くらし安全課) 4

告 示

熊本県告示第734号

平成20年4月30日熊本県告示第432号(管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定)の一部を次のように改正し、平成20年7月31日から適用する。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

2(3)中「くまもと県民交流館パレア(熊本市手取本町8番9号)」を「熊本県立劇場(熊本市大江二丁目7番1号)」に改める。

熊本県告示第735号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
岩崎整骨院	岩崎 弘文	人吉市駒井田町1071番地5	平成20年7月16日

熊本県告示第736号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町登立字淵ヶ浦11344番・

1 1 4 1 4 番 2 から 1 1 4 1 4 番 4 まで(以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)、
 1 1 3 8 9 番 2、1 1 4 2 7 番 2、1 1 5 0 4 番
 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 3 解除の理由 指定理由の消滅
 (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第737号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成20年8月4日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	カンフーパンダ(アスミック・エース 角川エンタテイメント)	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第738号

平成12年11月1日熊本県告示第879号(熊本県地下水保全条例に基づく指定地域の指定)の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定地域1中「、富合町」を削る。

熊本県告示第739号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

検査日	時 間	場 所
平成20年9月2日(火)	午前9時から	熊本県農業研究センター (合志市栄3801)
	午前11時30分から	独立行政法人家畜改良センター 熊本牧場 (玉名市横島町共栄37)

公 告

熊本県公告第551号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字新187番地
- 2 築造者の氏名 中村功
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字新字村下158番4
- 4 道路の幅員 4.04メートル
- 5 道路の延長 24.19メートル
- 6 指定年月日 平成20年7月31日

7 指定番号 菊池景建第35号

熊本県公告第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営平和地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、客土）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営平和地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年8月13日から平成20年9月9日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第553号

川辺川ダム事業に関する有識者会議（第7回）を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時
平成20年8月14日（木）
午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
東京都千代田区平河町二丁目6番3号
都道府県会館 401号室
- 3 議題
(1) 絞り込んだ論点についての議論
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
15人
- 5 傍聴手続
(1) 川辺川ダム事業に関する有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課
電話番号096-333-2139

熊本県公告第554号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市万田字横枕405番2、同405番3、同405番4、同405番5、同408番1、同408番4、同408番6、同408番7、同408番8、同408番9、同408番10、同413番2、同413番4、同宇宮ノ後915番1、同915番7、同915番9、同915番13、同宇平原1011番1、同1012番2、同1015番2、同1015番7、同1015番8、同1015番9、同1015番10及び水路の一部
3,769.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島103番地2
有限会社日新商会

登 載 依 頼**熊本県教育委員会公告第14号**

第2回熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会の開催について
第2回熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会を次のとおり開催します。
平成20年8月12日

熊本県教育長 山 本 隆 生

- 1 開催日時
(1) 教育環境部会
平成20年8月18日(月) 午前10時から
(2) 生涯学習部会
平成20年8月18日(月) 午後1時30分から
(3) 学校教育部会
平成20年8月19日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
熊本県教育振興基本計画(仮称)素案の検討について
- 4 傍聴者の定員
各部会10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、各専門部会の会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付を行ってください。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育振興基本計画検討委員会事務局(熊本県教育庁教育政策課)
(電話 096-333-2673)

熊本県少年保護育成審議会公告第1号

熊本県少年保護育成審議会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成20年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成20年8月28日(木) 午前10時から11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟本館9階901会議室
- 3 議題
(1) 有害がん具類等へのナイフの指定について
(2) 日本ビデオ倫理協会の業務移管に伴う日本映像倫理審査機構の団体指定について
(3) その他
- 4 傍聴の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会場において、受付をしたうえで、係員の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部交通・くらし安全課 青少年班
(電話 096-383-1111 内線 7409)